

第 2 1 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 4 年 3 月 7 日（月）午後 1 時 3 0 分より、第 2 1 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 非農地通知の決定について

第 1 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 北浦 莊平	2 番 多田 岳史	4 番 中林 和夫	5 番 山崎 省吾
6 番 井内 英樹	7 番 多羅尾 英樹	8 番 中西 秀友	9 番 辻 四一郎
1 0 番 吉田 利一	1 1 番 今村 正喜	1 2 番 小島 佳剛	1 3 番 水主 哲寛
1 4 番 山本 晃一郎			

（欠席委員）

3 番 徳田 明子

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 江口 淳司 北村 嘉朗

（事務局）

澤田 局長 奥田 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は徳田委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、水谷推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 1 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、山崎委員、井内委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中林委員、井内委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、譲渡人は高齢により耕作が困難なため、譲受人は営農規模の拡大を図るため所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の世帯が経営する農地は全て適正に管理するなど、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中林委員	<p>報告します。去る 2 月 2 5 日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の安田町 、 、 及び の利用状況につきましては、一体の畑で、不作付地でした。枯れた草が生えており、パレット、カゴ、潰れたトラクター等が残っていました。</p> <p>番号 2 の安田町 の利用状況につきましては、他の 4 筆から少し離れて</p>

	<p>いて、水稻の刈り取り跡がありました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中西委員	<p>地図番号 1 から 4 は、以前は砕石が敷かれていて駐車場みたいな土地だったのではないかと思います。どうでしたか。</p>
中林委員	<p>当該地は一段地上げされており、トラクターで整備したら畑にできるような感じでした。</p>
中西委員	<p>では改善されたのですね。</p>
議 長	<p>一時は野菜を作っておられました。今は荒らされているところですね。</p>
中林委員	<p>そうです。放ったらかしの状態です。刈り取られた草が枯れているのか、冬枯れで自然と枯れたのか分かりません。</p>
議 長	<p>当該地は産業立地の予定地に入っていたと思いますが、すぐに売られるんですか。</p>
局 長	<p>産業立地の予定地については、まだ明確にはなっていないかと存じます。どういった理由で売買されるのか詳細な事情は聞いておりませんが、譲受事由は営農規模拡大とお聞きしております。</p>
小島委員	<p>譲受人の利用予定はどうなっていますか。</p>
局 長	<p>現在は不作付地ですが畑となっている地図番号 1 から 4 まではネギを、地図番号 5 は現状のとおり米を作付されると聞いております。</p>
議 長	<p>地元委員によく見ておいていただきたいです。</p> <p>議案書に記載されている面積は譲受人のものですか。</p>
局 長	<p>そうです。譲受世帯のもので、現在 19,211.01㎡を営農されています。</p>

山本委員	譲受人は勿論農家さんですよ。
局長	枚方市より耕作証明が出されております。兼業ではあると思います。
議長	何歳ですか。
局長	譲受人は55歳、譲渡人は90歳です。
中西委員	ちゃんと営農計画が出されているので、どうしようもないと思います。日頃から見守って、計画にそぐわないことをされていたら注意していくしかないんじゃないでしょうか。
議長	地元の農業委員さん、よろしく申し上げます。 他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	次に、「第2号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局長	それでは、「第2号議案 非農地通知の決定について」一括して11件をご説明申し上げます。
	本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判定していた農地のうち、志津川地区における非農地判定のための現地調査を令和4年2月10日に農地部会委員と事務局職員が同行し実施して参りました。
	今回の議案には、いわゆる違反転用の疑いがあるものは含まれておりません。 また、農用地区域に該当するものもございません。
	今回の議案で非農地決定するのは、23筆、16,796㎡となります。
	第2号議案については以上でございますが、令和3年7月5日の総会にて、継続審議扱いとなりました白川及びの5筆808㎡に係る非農地通知の決定につきましては、現時点で整理の見通しがついていないため、一旦、取下げ

	<p>という形で整理させていただきますので、併せて報告させていただきます。 以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中林委員	<p>番号5の地図番号20及び21ですが、現状が道路なら始末書等はいらないんでしょうか。非農地決定することに異議はありませんが、実際どのようになっていますか。</p>
局 長	<p>地図番号20及び21につきましては、既に公道敷きになってしまっており、道路区域に入っている土地になります。</p>
北浦委員	<p>宇治市が買ってあげたら良いと思いますが、道路区域に入っており、畑と道路の間に細く残ってるだけで、気の毒な土地だと思います。何も植えられません。</p>
多田委員	<p>畑でもなく道路でもなく、ただ区域としては道路にしか見えないところだと思います。</p>
議 長	<p>しかし、道路の拡幅はされているんですね。</p>
北浦委員	<p>この土地は名義だけが個人で残っているんです。宇治市が買ってあげたらと思います。</p>
議 長	<p>その辺りは行政のやり方の問題になりますね。 他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p>

	<p>本件につきましては、露天駐車場10台分を整備するために転用するもので、隣接農地はなく、地面は砂利敷きで雨水は自然浸透です。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後1時47分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____